

林地開発許可に係る答申（林地保全部会）

1 林地開発許可案件答申実績

(1) 件数実績(R4.12~R5.3)

開催日	個 別			包 括			合 計		
	新規	変更	小計	新規	変更	小計	新規	変更	小計
R4.12.13	1	—	1	1	—	1	2	—	2
R5.3.8	1	—	1	—	1	1	1	1	2
計	2	—	2	1	1	2	3	1	4

(2) 目的別件数面積(R4.12~R5.3)

面積: ha

目 的	新 規		変 更		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
工場・事業場の設置	2	18.2121	1	4.4112	3	22.6233
土石の採掘	1	4.4858	—	—	1	4.4858
計	3	22.6979	1	4.4112	4	27.1091

目的が複数ある場合は、主目的により計上。

2 答申案件一覧(R4.12~R5.3)

面積: ha

No.	開催日	区 分	申請者	施行地	目 的	許可面積
1	R4.12.13	新 規 (個別)	富士宮南原 インベストメント 合同会社	富士宮市 大中里	工場・事業場の設置(太 陽光発電施設の設置)	7.3522
2	R4.12.13	新 規 (包括)	立岩石材 興業(株)	伊豆市上船原	土石の採掘(採石)	4.4858
3	R5.3.8	新 規 (個別)	明日パワー2 合同会社	賀茂郡南伊豆町 手石	工場・事業場の設置(太 陽光発電施設の設置)	10.8599
4	R5.3.8	変 更 (包括)	塚本建設(株)	袋井市岡崎	工場・事業場の設置及び 土石の採掘(砂利)	4.4112 (0.6336 増)

令和5年6月7日

静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第5期）の策定

(林業振興課)

1 概要

- ・林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号、以下「法」という）に基づき定める国の基本方針が、令和4年10月に変更（前回変更平成22年3月）されたことから、この方針に即して、県基本計画（第5期：令和5年4月1日～令和8年3月31日）を策定した。

2 県基本計画に定める事項（法第4条）

区 分	内 容
法定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理の改善や事業の合理化を促進するための措置（認定事業主の目標*や県の取組） ・就業の円滑化のための措置（県の目標や取組）
努力事項	<ul style="list-style-type: none"> ・林業における経営及び雇用の動向に関する事項 ・林業労働力の確保の促進に関する県の方針 ・その他林業労働力の確保の促進に関する事項（林業労働力確保支援センターの指定、関係者・市町との連携事項等）

※ 林業経営体が、法第5条第1項に定める「改善計画」を作成するための指標

3 県基本計画（第5期）の概要

別紙のとおり

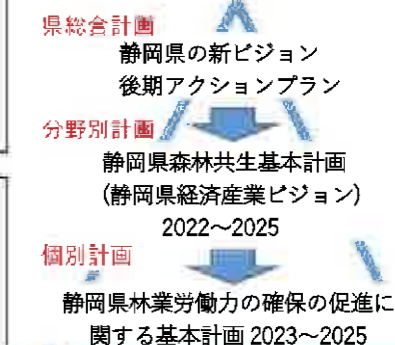
4 策定の流れ

時 期	内 容
令和4年10月	・国基本方針の公表（10/26）
12月	・国運用通知の改正（12/24）
令和5年1月	・県基本計画案の作成
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・県基本計画に係る検討会の開催（2/2） …森林・林業関係者、有識者等からなる委員から意見聴取 ・検討会の結果を踏まえた計画案の修正 ・関係機関、団体等への意見照会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・意見照会の結果を踏まえた計画案の修正 ・策定、公表（3/31）

静岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第5期）の概要（期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日）

別紙

≪計画の位置付け≫



計画策定の趣旨

- 生産年齢人口の減少とともに、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、新しいライフスタイルや働き方の定着等、企業や働く人を取り巻く環境が大きく変化
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林が有する多面的機能を持続的に発揮するためには森林資源の循環利用が必要であり、その担い手となる林業労働力の確保が不可欠
- 変化する社会情勢や県内の森林・林業の実情を踏まえ、本県における林業労働力の確保を総合的に推進するため、令和4年10月に改正された国の基本方針に即して、第5期の県基本計画を策定

林業労働力の確保の基本方針

関係団体と連携を図りながら、以下の方針に基づき、林業労働力の確保、育成に取り組む。

- 林業の魅力や就業情報を発信し、林業への新規就業者を増加
- 林業労働者の社会的・経済的地位の向上につながる取組を支援
- 林業労働者の定着に向け、安全に意欲を持って長く働ける環境づくりを支援
- 林業経営体の改善計画の作成の促進と計画に基づいた雇用管理の改善と事業の合理化
- 林業労働者の森林技術者としてのキャリア形成を支援
- 林業労働者の取組を支援

林業の雇用等の動向（現状と課題）

- 森林・林業を取り巻く情勢
 - ・資源は充実、高齢林に偏り
 - 主伐・再造林による循環利用と若返りが必要
- 林業経営体
 - ・林業経営体数は減少、特に小規模経営体で顕著
 - ⇒施業集約化を進めて事業規模を拡大、経営の安定化が必要
- 林業労働者の雇用管理
 - 【林業労働安全】
 - ・労働災害は減少傾向にあるものの、全国より高い状況
 - 約2割の経営体で、5年間に複数回の事故が発生
 - 法令遵守や、適切な安全装備で防げる災害が多い
 - 適切な安全教育と、組織としての安全ルールの策定が必要
 - 【労働条件・福利厚生等】
 - ・通年雇用化は進んでいるものの、所得や休日が不安定
 - ⇒月給制導入や休日の確保等、安心して働ける雇用環境への改善が必要
 - ・高齢労働者の就業率は他産業より高い、女性・外国人労働者はごくわずか
 - ⇒多様な人材が働きやすい環境づくりが必要
 - 【人材育成】
 - ・森林技術者数は横ばい、組織を牽引する指導者が不足
 - ⇒森林技術者のキャリア形成支援、指導者の育成が必要
- 林業経営体の事業の合理化
 - ・木材生産の労働生産性は年々増加しているが、主伐が低位
 - 主伐面積の増加、効率的な生産システムの導入、林業経営体の経営改革等が必要
- 林業労働力の動向
 - ・林業作業員は近年横ばい、造林の担い手が減少
 - ⇒森林資源の循環利用促進のため、人材の確保が必要
 - ・新規就業者の3年後の定着率は65%（同規模他産業平均49%）
 - 経験を積んだ中堅の林業労働者も、一定数が離職
 - ⇒人材育成に時間がかかる業種なので更なる定着率向上が必要
 - ・林業従事者の給与は、他産業の同年代と比べて低い状況
 - ⇒所得の向上に向けた取組が必要

1 雇用管理の改善と事業の合理化の促進

(1) 林業経営体の目標

区分	内容		
雇用管理の改善	労働安全衛生の向上	林業労働災害での死傷者数：0人	
	雇用の安定化、募集・採用の改善	通年雇用の林業労働者数：5人以上	
	労働環境の改善、福利厚生の充実	林業労働者の所得向上の取組：1件以上 新規 多様な担い手の個々の特性を踏まえた業務配置や柔軟な勤務形態への配慮 新規	
	人材育成の充実	指導者となる森林技術者数：作業班数以上 新規 キャリアに応じた資格の取得促進 新規	
事業の合理化	事業量の安定的確保	素材生産業者	森林施業プランナー、森林経営プランナーの育成 拡充 年間木材生産量：5年間で2割増（一定規模以上の場合は現状より増）
		造林・育林業者	造林・育林・その他林業関連業務で、年間を通じた事業量を確保 新規
	生産性の向上、作業の効率化	素材生産業者	木材生産の労働生産性：主伐：7m ³ /人・日、間伐：5m ³ /人・日 作業の効率化：新技術や高性能林業機械の導入等 新規
		造林・育林業者	省力化、効率化につながる取組の実施、新技術の導入 新規

(2) 林業経営体の取組を支援する県の施策

雇用管理の改善	事業の合理化
<ul style="list-style-type: none"> ・社内安全ルール策定等による労働安全対策の支援 拡充 ・新規就業者募集に関する情報発信支援の強化 新規 ・生産性向上、能力評価導入など所得向上の取組を促進 新規 ・林業経営体の課題に応じたオーダーメイド研修の実施 新規 ・指導者の育成、デジタル人材の育成、キャリア形成支援 新規 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持続的経営に必要な人材の育成、先端技術の導入を促進 新規 ・木材生産の平準化に向けた取組、デジタル技術の活用方法の普及、主伐・再造林の提案や施業集約化等の取組を支援 新規 ・新たに造林事業等に参入する経営体のスタートアップを支援 新規 ・機械導入、路網整備、低コスト作業システム実践等への支援 新規

2 林業への新規就業促進

(1) 目標

項目	内容	備考
林業の新規就業者	年間計100人	静岡県森林共生基本計画 第4章(2)の活動指標
新規就業者の3年後の定着率	80%以上	

(2) 就業希望者の求職活動を支援する施策

- ・SNS、ホームページ等で林業就業情報等の発信、就業後のミスマッチ解消を図るインターンシップの実施 **新規**
- ・高校生への出前講座、就業希望者への現場見学会、就業相談会、就業前研修等の開催 **拡充・新規**
- ・大都市圏での移住希望者等を対象とする就業相談会の開催 **新規**
- ・県立農林環境専門職大学・短期大学部における人材育成や、林業への就業に向けた学生への支援 **新規**

3 その他の取組

- ・建設業・ICT分野の事業者との連携、林業への新規参入や起業の促進、外国人材の適正な受入れ **拡充・新規**

参考：林業労働力の確保の促進に関する基本方針の主な変更点と県の基本計画

